

株式等の振替に関する業務規程等の制定等について

1. 制定の趣旨

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「株式等決済合理化法」という。)が平成 21 年 6 月 8 日までの政令で定める日に施行されることに伴い、現行の「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)に基づく株券等保管振替制度に代わり「社債、株式等の振替に関する法律」(平成 13 年法律第 75 号)に基づく株式等振替制度を実施するために必要な業務規程等を定めるとともに、現行の株券等保管振替制度における「株券等に関する業務規程」等を廃止する。また、株式等振替制度への移行に伴い「株券等に関する業務規程」等の一部を改正する。

2. 制定の概要

(1) 「株式等の振替に関する業務規程」等の制定等

株式等振替制度の実施のために、「株式等の振替に関する業務規程」(別紙 1)、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」(別紙 2)、「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」(別紙 3)、「大幅な株式分割等が行われた銘柄に関する株式等振替制度に係る手数料に関する規則の特例」(別紙 4)及び「株式等振替システムの利用に関する規則」(別紙 5)を定める。

また、株式等振替制度の実施に伴い、現行の株券等保管振替制度における「株券等に関する業務規程」等を廃止する(別紙 6 から 8 まで)。

(2) 「株券等に関する業務規程」等の一部改正

株式等振替制度への移行に先立ち、現行の株券等保管振替制度において、次期システムを利用して顧客情報の授受や実質株主通知を行うこと、株式等決済合理化法附則による特例への対応等として、「株券等に関する業務規程」及び「株券等に関する業務規程施行規則」について所要の改正を行う(別紙 9 及び 10)。

3. 施行日

上記 2.(1)については株式等決済合理化法附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行し、上記 2.(2)については平成 20 年 10 月 27 日(一部の規定については、同年 9 月 1 日)から施行する。